

3. 相談の支援

(1) 相談窓口

■ 相談支援センター

相談支援専門員が障がいのある方やご家族からの相談に応じ、福祉サービスや専門機関に関する情報提供、日常生活に関する助言などを行います。

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
南丹市障害者 基幹相談支援センター	0771-68-0007	0771-68-1166	南丹市園部町 小桜町47
障害者生活支援センター こひつじ	0771-68-1567	0771-68-1121	南丹市園部町 横田前11番地
相談支援事業所のひら	0771-72-0950	0771-72-3222	南丹市日吉町 保野田垣ノ内11
相談支援センター ふれあいハート	0771-55-9366	0771-55-9367	亀岡市余部町 清水88-2
花ノ木医療福祉センター (障がい児相談)	0771-23-0701	0771-22-8348	亀岡市大井町 小金岐北浦37-1
なんたん障害者就業・生活支援 センター(就労相談など)	0771-24-2181	0771-20-1246	亀岡市千代川町 高野林西ノ畑16-19

■ 障害者相談員

障がいのある方やご家族が地域で身近に相談できるよう、市民の方を障害者相談員として委嘱しています。日ごろの悩みや不安など、お気軽にご相談ください。

居住地	身体障害者相談員		知的障害者相談員		精神障害者相談員	
	氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
園部町	田中より子	0771-62-2659	松井律子	0771-62-4772	小林義博	090-8826-8660
八木町	奥村史代	090-4901-4992	中川佐由美	0771-42-3357	関とし	090-7486-1735
日吉町	木村幸子	0771-72-0687	塩貝範子	0771-72-0572	山本和美	090-2111-8209
美山町	戸本節子	0771-75-0736	菅生哲二	0771-75-1751	上野清美	0771-77-0251

■なんでも相談日

障害者相談員が、障がいに関する相談に応じます。日ごろの悩みや不安など、お気軽にご相談ください。(参加費無料・秘密厳守・予約不要)

《令和8年度の予定》 ※日程は変更することがあります。

日程	時間	会場
4月18日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
4月21日(火)		そよかぜ日吉
4月24日(金)		京都太陽の園
4月27日(月)		そよかぜ八木
5月16日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
5月19日(火)		そよかぜ日吉
5月22日(金)		京都太陽の園
5月25日(月)		そよかぜ八木
6月8日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
6月16日(火)		そよかぜ日吉
6月20日(土)		そよかぜ美山
6月26日(金)		京都太陽の園
7月13日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
7月21日(火)		そよかぜ日吉
7月24日(金)		京都太陽の園
7月25日(土)		そよかぜ美山
8月8日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
8月10日(月)		そよかぜ八木
8月18日(火)		そよかぜ日吉
8月28日(金)		京都太陽の園
9月14日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
9月15日(火)		そよかぜ日吉
9月19日(土)		そよかぜ美山
9月25日(金)		京都太陽の園
10月5日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
10月17日(土)		そよかぜ美山
10月20日(火)		そよかぜ日吉
10月23日(金)		京都太陽の園
11月9日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
11月17日(火)		そよかぜ日吉
11月21日(土)		そよかぜ美山
11月27日(金)		京都太陽の園

日程	時間	会場
12月14日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
12月15日(火)		そよかぜ日吉
12月19日(土)		そよかぜ美山
12月25日(金)		京都太陽の園
1月16日(土)	午後1時～3時	そよかぜ美山
1月18日(月)		そよかぜ八木
1月19日(火)		そよかぜ日吉
1月22日(金)		京都太陽の園
2月8日(月)	午後1時～3時	そよかせ八木
2月16日(火)		そよかぜ日吉
2月20日(土)		そよかぜ美山
2月26日(金)		京都太陽の園
3月8日(月)	午後1時～3時	そよかぜ八木
3月16日(火)		そよかぜ日吉
3月20日(土)		そよかぜ美山
3月26日(金)		京都太陽の園

◎担当窓口：南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

巡回更生相談

身体障がい者の補装具について、交付の手続きや修理の判定、医療相談などを行います。なお、開催日の1週間前までに下記担当窓口へ予約が必要です。

※障害者手帳（特定疾患受給者証）をお持ちいただくと、会場で補装具費支給事業（52～53ページ）の申請手続きも可能です。

《令和8年度の予定（南丹市・亀岡市・京丹波町）》

巡回医師	日程	時間	会場（南丹市・亀岡市・京丹波町）
整形外科医	4月10日(金)	午前9時30分～11時	南丹広域振興局亀岡庁舎
整形外科医	6月12日(金)	午前9時45分～11時15分	園部文化会館「アスエルそのべ」
整形外科医	7月10日(金)	午前9時45分～11時	京丹波町役場内
整形外科医	8月14日(金)	午前9時30分～11時	亀岡市役所市民ホール
整形外科医	10月9日(金)	午前9時30分～11時	亀岡市役所市民ホール
整形外科医	11月13日(金)	午前9時45分～11時15分	南丹市八木市民センター
整形外科医	1月8日(金)	午後1時～2時30分	南丹広域振興局亀岡庁舎
整形外科医	3月12日(金)	午前9時45分～11時15分	園部文化会館「アスエルそのべ」
全般	水曜日（祝日等除く）	午後2時～4時	家庭支援総合センター 城陽相談室

◎担当窓口：南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

京都府家庭支援総合センター 電話：075-531-9608 / FAX：075-531-9610

■視覚に関する相談

目が見えにくいといった悩みに関する相談に応じます。(参加費無料・秘密厳守)

相談名	内容	担当窓口
眼科相談 (要予約)	主治医がおられない方からの相談に眼科医が応じます。	京都ライトハウス相談支援室 電話:075-462-4405
ロービジョン相談 (要予約)	便利な道具の紹介や様々な相談に応じます。	
訪問による相談	相談員が自宅に訪問して相談に応じます。	京都視覚障害者支援センター 電話:075-333-0171
福祉制度・生活相談	目に関する不安や悩みの相談に応じます。	京都府視覚障害者協会 電話:075-463-8726
子どもの視覚や療育に関する相談	視覚に不安を抱える子どもや家族の相談に応じます。	京都ライトハウスあいあい教室 電話:075-462-4462

※身体障害者手帳をお持ちの方はご持参ください。

■聴覚に関する相談

耳が聞こえにくいといった悩みに関する相談に応じます。(参加費無料・秘密厳守)

相談名	内容	担当窓口
きこえの相談 (要予約)	福祉機器・福祉制度などの相談に応じます。	ふない聴覚言語障害センター 電話:0771-63-6447 FAX :0771-63-6448
聴力測定 (要予約)	予備検査程度の簡単な聴力測定を行います。	
補聴器の相談	補聴器の調整・修理・電池交換・購入・試聴などの相談に応じます。	

《補聴器の相談の令和8年度の予定》

日程	時間	会場	業者
5月27日(水)	午後1時 ～3時	園部文化会館「アスエルそのべ」	ブルーム
6月24日(水)		美山文化ホール	珍工堂
7月22日(水)		やぎしめん 八木市民センター「iスタやぎ」	東神実業
8月26日(水)		きょうたんばちょうやくばほんちようしゃ 京丹波町役場本庁舎	ブルーム
9月30日(水)		ひよししょうがいがくしゅう 日吉生涯学習センター「遊 you ひよし」	珍工堂
10月28日(水)		みずほほけんふくし 瑞穂保健福祉センター	東神実業
11月25日(水)		やぎしめん 八木市民センター「iスタやぎ」	ブルーム
2月24日(水)		きょうたんばちょうわち 京丹波町和知ふれあいセンター	珍工堂
3月24日(水)		きょうたんばちょうやくばほんちようしゃ 京丹波町役場本庁舎	東神実業

※身体障害者手帳や補聴器をお持ちの方はご持参ください。

※補聴器の修理代・電池代などは実費負担です。

(2) 計画相談支援

■ 内容

障がいのある方の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとに計画内容の見直しのため、モニタリングを行います。

■ 対象者

障害福祉サービスや地域相談支援の申請にかかる障がい者・障がい児の保護者

■ 手続き

<p>① 相談・申請</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（押印が必要）</p> <p>◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例．障害者手帳）など</p>
<p>② 計画相談</p>	<p>申請者から相談支援事業者（109ページ）に、サービス等利用計画案の作成を依頼してください。</p>
<p>③ サービス等利用計画の作成</p>	<p>本人の同意を得たうえで、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成して市に提出します。</p>
<p>④ モニタリングの実施</p>	<p>一定期間ごとに利用者の状況を確認し、必要に応じて利用計画やサービス内容などを見直します。</p>

■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(3) 地域相談支援（地域移行支援）

■ 内容

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある方などに、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。

■ 対象者

以下の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要な方

- ① 障害者支援施設・のぞみの園・児童福祉施設・療養介護を行う病院に入所・入院している障がい者
- ② 精神科病院に入院している精神障がい者
- ③ 救護施設・更生施設に入所している障がい者
- ④ 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）、少年院に収容されている障がい者
- ⑤ 更生保護施設に入所している障がい者、または自立更生促進センター・就業支援センター・自立準備ホームに宿泊している障がい者

■ 手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■ 利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(4) 地域相談支援（地域定着支援）

■内容

単身で生活している障がいのある方などに、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■対象者

- ① 自宅で単身のため、緊急時の支援が見込めない障がいのある方
- ② 自宅で家族と同居していても、家族が障がいなどのため、緊急時の支援が見込めない障がいのある方

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(5) 障害児相談支援

■ 内容

障害児通所支援サービスを利用する児童に、サービスの決定または変更前に、障害児支援利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとに計画内容の見直しのため、モニタリングを行います。

■ 対象者

障害児通所支援サービスの申請にかかる障がい児の保護者

■ 手続き

① 相談・申請	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請してください。 ≪必要なもの≫ ◎申請書（押印が必要） ◎個人番号カード、または、通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など
② 計画相談	申請者から相談支援事業者（110ページ）に、障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。
③ 障害児支援利用計画の作成	本人の同意を得たうえで、相談支援事業者が障害児支援利用計画を作成して市に提出します。
④ モニタリングの実施	一定期間ごとに利用者の状況を確認し、必要に応じて利用計画やサービス内容などを見直します。

■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166